

# 泉南市地域密着型サービス事業所の整備に関する基本方針

泉南市 福祉保険部 長寿社会推進課

## 1. 基本的な考え方

地域密着型サービスは、日常生活圏域という小さな区域で提供されるサービスであって、認知症高齢者や要介護状態にある高齢者等を主たる対象に、住み慣れた地域での生活を支えていくものであることから、サービスの質の確保が重要です。

このことから、泉南市では、泉南市第9期地域包括ケア計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）で定めた2026年度までの日常生活圏域ごとの整備目標数に基づき、地域密着型サービスの整備に関し、「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」等関係法令のほか、この基本方針に沿って適正に整備を進めるものとします。

## 2. 共通方針

指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準、その他関係法令を踏まえ、利用者が認知症高齢者や要介護状態にある高齢者等であることを鑑み、地域から孤立した運営が行われることなく、その人の尊厳が保たれ、また、能力を生かした適切なサービス提供体制を確保するとともに、サービスの一層の向上を図る観点から、次のとおりとします。

### （1）整備区域について

可能な限り住み慣れた自宅又は地域での生活を支えていくという地域密着型サービスの趣旨から、整備区域については、都市計画法（昭和44年法律第58号）及び建築基準法（昭和25年法律201号）において、建設が可能で、地域の住民が利用できるアクセスが確保されている区域とします。

### （2）家族・地域との交流機会の確保

地域密着型サービスの運営にあたっては、地域との交流機会の確保は必要不可欠です。このことから、開設に当たっては、地元区・自治会、近隣住民に対する説明会を開催するなどして、同意が得られているものとします。又、ボランティアの受け入れ、関係機関との連携や具体的な地域との

交流活動計画等があるなど、地域に開かれた運営であるものとします。

### **(3) 協力医療機関等との連携**

地域密着型サービスでは、多職種との連携の中での健康管理や必要ときに適切な医療が利用できる体制及び緊急時の対応といった医療との関わりが重要であり、医療機関をはじめ介護老人福祉施設などの介護保険施設との連携及び支援体制が確保されていることが重要です。

このことから、特段の理由がない限り、市内医療機関など近距離の医療機関等と連携していることとします。

### **(4) 市との連携**

事業者は、市への情報提供や地域包括ケア推進事業・認知症ケア推進事業等、市との連携を図ることとし、第三者評価機関などによるサービス内容の情報公開について、積極的に対応するものとします。

### **(5) 個人情報保護の取り組み**

事業者は、個人情報の取扱いにあたり、個人情報保護又は守秘義務に関する法令及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省）の規定を遵守し、従業員に対し個人情報保護に関する研修を実施するなどして、その徹底を図るものとします。

## **3. サービス種別ごとの方針**

### **(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

整備の計画がないので整備費の助成はありません。開設をする事業者は、資金計画において、あらかじめ了承の上、手続きを進めてください。

### **(2) (介護予防)小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護**

可能な限り住みなれた自宅又は地域での生活を支えていくという地域密着型サービスの趣旨並びに家族や地域との連携、交流を確保する観点から、事業所に地域交流スペース（介護予防拠点）を併設することを必須条件とします。

ただし、既存の小規模多機能型居宅介護事業所を看護小規模多機能型居宅介護事業所へ転換する場合で、地域交流スペースを併設できない適当な理由があり、かつ、地域との連携を確保するための他の措置を講じる場合は、この限りではありません。

なお、整備の計画がないので整備費の助成はありません。開設をする事業者は、資金計画において、あらかじめ了承の上、手続きを進めてください。

**(3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）**

整備計画はありません。

**(4) (介護予防) 地域密着型特定施設入居者生活介護**

整備計画はありません。

**(5) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）**

整備計画はありません。

**(6) (介護予防) 認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護**

整備の計画がないので整備費の助成はありません。開設をする事業者は、資金計画において、あらかじめ了承の上、手続きを進めてください。

**(7) 夜間対応型訪問介護**

整備の計画がないので整備費の助成はありません。開設をする事業者は、資金計画において、あらかじめ了承の上、手続きを進めてください。

**4. 適用**

この基本方針は、平成30年6月1日から適用する。

この基本方針は、令和2年4月1日から適用する。

この基本方針は、令和3年4月1日から適用する。

この基本方針は、令和6年4月1日から適用する。